

## デイ・デポジッター利用規定

1. 契約の成立  
当行はお客様からこの規定の取引に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。
2. デイ・デポジッターの利用  
デイ・デポジッター(以下「デイデポ」といいます)は当行における先日付扱いの事務処理物品をお客様(以下「契約者」といいます)が窓口営業時間中に投入するために利用するサービスです。
3. 契約期間  
この契約の当初契約期間は契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに契約者または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。また継続後も同様とします。
4. 利用方法  
事務処理物品を処理指定日ごとに当行所定の専用バッグへ「デイ・デポジッターご利用明細表」(以下「利用明細表」といいます)とともに収納のうえ、専用カードを使ってデイデポへ1袋づつ投入してください。投入後はデイデポの投入口が閉じたことを確認のうえ、デイデポから出力される預り票を受け取ってください。なお、専用カードおよび専用バッグは当行が貸与します。
  - (1) 指定が可能な処理日  
デイデポ投入日の翌営業日から翌10営業日まで
  - (2) 投入可能物品  
・振込依頼書(電信扱)      ・通知書付振込依頼書      ・税金・公共料金等の納付書  
・税金・公共料金等払込票      ・普通預金入金票  
・上記資金(手数料を含む)決済用の普通預金払戻請求書もしくは契約者自身が振出人の当行小切手
  - (3) 投入対象外物品  
・現金      ・現金払出しのための払戻請求書、小切手      ・通帳      ・総合振込依頼書、給与振込依頼書  
・投入日当日の処理を希望するもの      ・処理の時限を指定するもの      ・領収書等の返却を急ぐもの  
・その他、前項に定めのない物品
  - (4) 利用時間  
午前9時から午後3時まで
5. 当行の事務処理
  - (1) デイデポに投入された物品は、当行所定の手続きによりご指定の日に処理します。
  - (2) 前項の取扱いにあたり、投入物品と利用明細表の記載内容が相違する場合、当行は処理できないことがあります。また、次の各号に該当する場合、当行はご依頼の取引について処理いたしません。その場合、処理しないことにより生じた損害について当行は責任を負いません。
    - ① 投入物品に形式不備または記載相違等の不備があった場合
    - ② 入金・振込・払込に必要な資金の総額と、当行で算定した払戻請求書記載等の金額が相違する場合
    - ③ 当行が振込・払込等の処理をする際に、必要な資金の総額が、当該引出し口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超える場合
6. 専用バッグ等の返却  
専用バッグならびに領収書等は当行所定の手続き終了後に返却しますので、窓口営業時間中に取扱店へご来店のうえ受取ってください。受取りの際は専用カードを提示してください。
7. 専用カードの保管等  
専用カードは契約者が保管し、そのカードを利用してデイデポ投入口の開閉を行ってください。
8. 専用カードの紛失・破損  
専用カードを紛失・破損した場合は、ただちに当行へ届出てください。届出前に生じた損害について当行は責任を負いません。なお、専用カードの再作成については実費をいただく場合があります。
9. 専用バッグの紛失・破損  
専用バッグを紛失・破損した場合、または不足する場合は、当行へ届出てください。なお、専用バッグの再作成については実費をいただく場合があります。
10. 損害の負担等  
デイデポの利用にあたり、災害・事変その他不可抗力による損害、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当規定に定める目的によらない利用が行われ損害が生じて、当行は責任を負いません。
11. 解約
  - (1) この契約は契約者または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合は当行が貸与した専用カードおよび専用バッグは当行へ返却してください。
  - (2) 契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、当行が貸与した専用カードおよび専用バッグは当行へ返却してください。
    - ① 相続の開始があった場合
    - ② 支払停止または破産の申立等があった場合
    - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
    - ④ 契約者がこの規定に違反した場合
  - (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのデイデポの利用を停止し、または契約者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、当行が貸与した専用カードおよび専用バッグは当行へ返却してください。
    - ① 契約者がデイデポ申込時にした表明・確約に関し虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
  - イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ニ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 契約者が、自らまたは第三者を利用して次に該当する行為をした場合
  - イ. 暴力的な要求行為
  - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - ホ. その他、イ. ～ニ. に準ずる行為

#### 12. 譲渡・転貸等の禁止

デイデポの利用権は、譲渡、転貸、または質入れすることはできません。なお、専用カード、専用バッグについても同様とします。

#### 13. 統合・移転

申込店が当行の都合により統合・移転した場合は、受入店(移転先店)で引き続き利用できるものとします。なお、統合・移転日直前に旧店(申込店)でお預りした専用バッグおよび領収書等は受入店で返却します。

#### 14. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定ほか該当する規定により取扱います。

#### 15. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以上

(2022年1月4日現在)